

パブリックコメント「習志野市空家等対策計画(案)」 いただいた御意見と市の基本的な考え方

平成 29 年 3 月 27 日 習志野市 協働経済部 防犯安全課

募集期間：平成 29 年 2 月 15 日（水曜）～平成 29 年 3 月 7 日（火曜）

No.	頁	項目	御意見の概要	市の考え方
1			空き家問題と安全防犯を検討されているが不十分である。土地活用・再利用・空洞化は過去からのテーマであり議論を要するものである。 これらの対策として、袖ヶ浦団地にモデル棟を一棟設定し、社会的弱者や大家族、核家族、単身者に空き家（室）を供給し、家賃を市営住宅以下にすることを提案する。その際、安全のため管理人・世話人を配置する。 このことで「やどかり住宅」の供給ができ、もって市民の精神的な安定を狙う。	空家等対策の範囲に留まらない御意見であると推察されることから、住宅施策を所管する部局と情報共有をして、今後の空家等対策及び住宅施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。
2	39～	第5章 空家等対策の3つの基本方針に基づく取り組み	今回の取り組みを評価し一層の進展を望む。 ただし、進め方の工程を見ると、対策のある程度の結果が出た時点では、空き家問題は、空き家のうち特に共同住宅が再利用や再生が進まず、結果として土地問題から地域再生の足を引っ張ることとなると思う。 その点を考慮して、第2弾の対策計画を早めに検討するようお願いする。	本計画の策定にあたり実施した実態調査は、戸建て住宅を対象としたしましたが、共同住宅についても、建物や敷地等の状況を把握するための調査が必要であると考えており、調査にあたっては、効果的な手法を検討したうえで実施することとしております。 計画の見直しについては、社会情勢の変化や国における法の見直し、県・他市の動向を踏まえ、適宜行うこととしておりますが、本市の共同住宅の状況を把握するための調査を実施し、その調査結果を踏まえ、共同住宅に対する対策についても検討してまいりたいと考えております。